

第 3 部

税務行政の組織等

第1章 組織及び管理

第1節 機構及び定員

1 機構

(1) 概要

国税庁は、内国税（国税のうち関税、とん税及び特別とん税を除いたもの。）の賦課徴収のために、財務省の外局として設けられているものである。その組織としては、中央に国税庁本庁が置かれ、地方支分部局として全国に11の国税局及び沖縄国税事務所並びに524の税務署が設置されている。

国税庁本庁は、長官官房並びに課税部、徴収部及び調査査察部の3部からなり、税務行政を執行するための企画・立案を行い、これを各国税局・沖縄国税事務所に指示し、各国税局・沖縄国税事務所や税務署の事務の指導監督に当たるとともに税務行政の中央官庁として、各省庁その他関係機関との総合調整を行っている。

国税局は、原則として総務部、課税部、徴収部及び調査査察部の4部からなり、税務署の賦課徴収事務の指導監督に当たるとともに、自らも大規模法人、大口滞納者、大口脱税者等の賦課徴収事務を行っている。

なお、沖縄国税事務所の機構及び事務は、国税局とほぼ同様である。

税務署は、税務行政の執行の第一線として、それぞれの管轄区域において内国税の賦課徴収事務を行っている。税務署の機構は、その規模により異なるが、総務課、管理運営部門、徴収部門、個人課税部門、資産課税部門及び法人課税部門の1課5部門制が一般的である。

また、国税庁の施設等機関として税務職員の教育機関である税務大学校が設置されているほか、特別の機関として納税者の審査請求に対して裁決を行う国税不服審判所が設置されている。

さらに、審議会等として、国税庁に国税審議会があり、国税審議会には、国税不服申立事案の処理について学識経験者の公正な意見を反映させる国税審査分科会、税理士試験及び税理士の懲戒処分についての審議等を行う税理士分科会並びに酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律等に定める事項の調査審議等を行う酒類分科会を置いている。また、各国税局・沖縄国税事務所には、相続税等に係る土地の価格に関し調査審議する土地評価審議会がある。

(2) 平成25年度における主な機構改正

イ 税務調査手続の法定化等への対応

平成23年度税制改正において、国税通則法が改正され、調査手続の透明性と納税者の予見可能性を高めるなどの観点から、税務調査手続について従来の運用上の取扱が法令上明確化されるとともに、不利益処分等に対する理由附記の実施が定められ、平成25年1月1日から施行された。この税務調査手続の法定化等に伴い、適法性・統一性を確実に確保するために国税局課税第一部資料調査課及び税務署に審理専門官を増設し、審理事務体制の充実・強化を図った。

ロ 社会保障・税番号制度への対応

社会保障・税番号制度の導入に当たり、国税庁が法人番号の指定等を行うこととされていることから、国税庁長官官房企画課に国税企画官1人を増設

し、事務運営の企画・立案等に係る責任者とした。

ハ 調査・徴収事務等の複雑化への対応
名古屋国税局調査部では、移転価格取引等に係る調査事務及び事前確認事務を国際調査課が所掌していたが、近年、海外取引を有する法人が増加しているほか、企業からの移転価格課税に係る事前確認に対応するための事務量が増加していることから、移転価格取引等に関する調査事務及び事前確認事務を所掌させるために国際情報課を増設し、高度な判断と的確かつ迅速な処理を行うための体制の充実・強化を図った。

また、大阪国税局査察部に査察広域課を増設し、機動的に他の国税局・沖縄国税事務所の査察事案に係る資料情報の収集分析を支援できる体制を確立して、査察情報事務の充実・強化を図った。

2 定員

(1) 概要

平成25年度における国税庁職員の定員は、5万5,856人である。組織別では、各国税局・沖縄国税事務所及び税務署に全体の97.2%に当たる5万4,269人が配置され、国税庁本庁787人（構成比1.4%）、国税不服審判所472人（同0.8%）、税務大学校328人（同0.6%）となっている。

職員の事務別配置状況については、全職員の63.2%が所得税、法人税、消費税等の賦課事務に、21.2%が国税債権の管理・徴収事務に従事し、残り15.6%は総務事務等に従事している。

(2) 平成25年度における定員の増減

平成25年度予算においては、税制改正に伴う執行体制の整備等のため、887人の定員増が認められた。一方で「新たな定員合理化計画」等に基づく定員合理化数が△1,225人であることから、平成25年度末の国税庁の定員は、338人の純減となった。

表31

機構改正主要事項一覧表

(平成25年7月改正分)

	機 構 名	設置数	備 考
国 税 庁	国 税 企 画 官	1	長官官房 企画課
国 税 局	国 際 情 報 課	1	調査部（名古屋）
	査 察 広 域 課	1	査察部（大阪）
	審 理 専 門 官	4	課税第一部資料調査課（札幌、仙台、広島、福岡）
税 務 署	特 別 国 税 徴 収 官	3	
	特 別 国 税 調 査 官	9	
	審 理 専 門 官	25	

第2節 任用及び採用試験

1 任用

- (1) 平成25年度の定期異動は、平成25年7月10日付で行った。異動に当たっては適材を適所に配置し、行政組織の効率を最大限に発揮させるという基本方針の下で、職員個々の身上等にも配意の上実施した。
- (2) 平成25年度の定期異動数は、次のとおりである。

指定官職 2,678人

その他の職員 18,615人

なお、その他の職員の各国税局・沖縄国税事務所の異動数は、次のとおりである。

札幌国税局 790人

仙台国税局 1,032人

関東信越国税局 1,990人

東京国税局 5,813人

金沢国税局 511人

名古屋国税局 1,998人

大阪国税局 3,005人

広島国税局 1,103人

高松国税局 549人

福岡国税局 881人

熊本国税局 759人

沖縄国税事務所 184人

合 計 18,615人

2 採用試験

(1) 総合職試験等

平成25年度国家公務員採用総合職試験合格者等に対して面接を実施し、平成26年4月1日付で12人を採用した。

なお、試験区分別採用者数は、次のとおりである。

大卒（法律） 5人

院卒（行政） 2人

大卒（経済） 1人

院卒（法務） 1人

大卒（農業科学・水産） 1人

院卒（農業科学・水産） 1人

大卒（化学・生物・薬学） 1人

計 12人

(2) 国税専門官試験

平成25年度国税専門官採用試験は、第1次試験が平成25年6月9日に、第2次試験が7月16日から7月23日のうち第1次試験合格通知書で指定する日にそれぞれ実施され、その最終合格者及び前年度合格者の中から平成26年4月1日付で1,068人（内女性248人）を採用した。

なお、試験の実施状況等は、次のとおりである。

受験申込者数 17,114人

1次合格者数 4,608人

最終合格者数 2,539人

採用者数 1,068人

国税局採用者数

札幌国税局 45人

仙台国税局 56人

関東信越国税局 125人

東京国税局 340人

金沢国税局 33人

名古屋国税局 105人

大阪国税局 178人

広島国税局 60人

高松国税局 32人

福岡国税局 45人

熊本国税局 41人

沖縄国税事務所 8人

(3) 税務職員採用試験

平成25年度税務職員採用試験は、第1次試験が平成25年9月8日に、第2次試験が平成25年10月17日から10月25日のう

ち第1次試験合格通知書で指定する日にそれぞれ実施され、その最終合格者の中から平成26年4月1日付で393人（内女性132人）を採用した。

なお、試験の実施状況等は、次のとおりである。

受験申込者数	4,719人
1次合格者数	1,193人
最終合格者数	686人
採用者数	393人

第3節 給与及び福利厚生

1 給与

- (1) 人事院は、平成25年8月8日、国会及び内閣に対し、一般職の公務員給与についての報告を行った。その中で、月例給については官民給与の較差が小さく、また、期末・勤勉手当については、官民給与の較差が均衡しており、平成25年度末までの間、給与減額支給措置が臨時特例として行われていることを勘案し、給与の改定は行わないことが報告された。

その後、平成25年11月15日の閣議で、人事院勧告どおり給与の改定は行わないことと決定し、併せて、東日本大震災からの復興財源を確保するため国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）に基づき実施されている給与減額支給措置については、同法の規定のとおり平成26年3月31日をもって終了することとされた。

また、総人件費の抑制など行財政改革を引き続き推進するため、国家公務員の給与については、給与体系の抜本改革に取り組み、平成26年度中から実施に移すため、早急に具体的な措置を取りまとめ

るよう、人事院に要請する等の措置を講ずることとされた。

(2) 級別定数

職員の処遇改善を図るため、職員構成及び職務の実態を考慮し、上位級定数の拡大に努めた。

なお、平成25年度における級別定数（税務職）は表32のとおりである。

表32 級別定数（税務職）
（単位：人）

10級	3
9級	120
8級	578
7級	1,687
6級	12,030
5級	13,689
4級	10,107
3級	5,433
2級	5,429
1級	5,158
計	54,234

2 福利厚生

明るく健康で能率的な職場づくりを目指して、職員の健康の保持増進等を通じた福利厚生施策の充実、共済組合事業の適切な運営に努めた。

(1) 福利厚生施策

イ 職員の健康の保持増進を図るため、各種健康診断及びその結果に基づく保健指導を実施し、生活習慣病対策の充実を図った。

ロ 心の健康づくりについては、専門医等による相談体制や職場復帰支援体制を整備するとともに、正しい理解と知

識の普及のため職場研修等を計画的に実施し、その充実に努めた。

ハ 職員の在職中から退職後にわたる人生をより充実したものとするため、必要な情報提供を行い、職員自らが生活設計を行うことを支援した。

(2) 共済組合事業

共済組合では、短期給付事業のほか、医療、貸付、各種保険の取扱い等の福祉事業を行っており、組合員及びその被扶養者の生活の安定と福祉の向上に努めた。

3 公務員宿舎

職員の職務の能率的な遂行を確保するため、必要な宿舎について、適正な貸与を行った。

第4節 国税庁特定事業主行動計画

1 概要

平成15年7月に制定された「次世代育成支援対策推進法」の基本理念の趣旨に基づき、子育てと仕事の両立の推進という視点に立った職場環境を整備するため、「国税庁特定事業主行動計画」を策定し、平成17年4月1日から実施した。

また、平成20年4月には計画の見直しを行うとともに、「安心子育て応援プラン」という愛称を付与した。

平成22年3月31日で当初の5年の計画期間の満了を迎え、これまでの各種取組の実施状況、職員の意見、両立支援を巡る環境の変化などを踏まえ、平成22年4月1日から平成27年3月31日までを計画期間とする「第Ⅱ期安心子育て応援プラン」を策定・公表し、実施している。

これまでの具体的取組としては、各種会議、研修等を通じた本計画の周知徹底、小

学生を対象とした制度の拡充等に向けた関係機関への積極的な働きかけ、職員の情報交換会の開催、両立支援の重要性等を集中的に啓発する期間として「安心子育て応援プラン推進週間」などを実施している。

2 具体的な子育てと仕事の両立支援策

職員のライフサイクルの各局面（結婚・出産、育児休業、職場復帰、子育て期間等）に応じた各支援策（①職場の子育てと仕事の両立に関する意識の醸成、②管理者等による職員のニーズの適切な把握、③情報交換会の実施等、④子育ての状況に応じた人事上の配慮、⑤研修参加への配慮、⑥超過勤務の縮減、⑦管理者等による事務計画、事務分担の見直し等、⑧年次休暇の取得の促進、⑨テレワークの導入、⑩宿舎の貸与に関する配慮、⑪保育施設や子育てに関する情報提供等及び⑫地域関係機関への働きかけ）を実施し、より一層、子育てと仕事の両立支援の推進に努めた。

第5節 規律

1 服務

職員の服務に関しては、服務規律に対する職員の自覚を高め、綱紀の保持に努めるとともに、非行者に対しては厳正に対処している。

また、非行を行った職員はもとより、指導監督が不十分であったため非行を未然に防止できなかった監督者に対しても厳正に対処しており、平成25年中35人（前年29人）に対して懲戒処分を行った。

2 監察

職員の非行の未然防止、早期発見及び的確な処理により、綱紀を厳正に保持し、もって公正な税務行政の運営に資するため、

次の事項に重点を置いて監察官事務を実施した。

(1) 組織的な非行予防体制の確立

監察官及び局署の幹部が講師となって重疊的に予防講話を実施したほか、監察官の巡察に際して、幹部職員に部下職員に対する指導監督の重要性を認識させ、身上把握や業務の進行管理の徹底について指導するとともに、幅広く職員動向の把握に努め、庁局署が一体となった組織的な非行予防体制の確立に努めた。

(2) 非行早期発見のための資料情報収集

資料情報の収集は、非行の早期発見のみならず、非行の防止策としても重要であることから、効果的な資料情報の収集を行うとともに、目的に応じた戦略的な資料情報の収集に努めた。

(3) 非行事案の厳正・迅速な処理

非行事案の真相解明に当たっては、厳正かつ迅速な事務処理に努めた。

第6節 事務の管理・企画

1 事務処理の情報システム化

国税庁においては、平成15年7月に決定された「電子政府構築計画」に基づき、「国税関係業務の業務・システム最適化計画」を平成18年3月に策定・公表し、事務処理の簡素化・効率化、納税者利便性の向上及びシステムの高度化等の観点から、情報システム化に係る各種施策に取り組んでいる。

(1) 国税総合管理（KSK）システム

国税庁においては、経済取引の複雑化・広域化、情報化などの税務行政を取り巻く環境の変化に対応するとともに電子申告や電子納税等の税務行政のICT化を支える情報通信基盤としてKSKシステムを

導入している。KSKシステムは税務行政の根幹となる各種事務処理を総合的に処理するシステムであり、税務行政の高度化・効率化や納税者利便の向上に寄与している。

平成25年度においては、平成26年1月に導入された「非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置」等の制度改正に対応するためのシステム開発を行った。

また、前年度に引き続きKSKシステムの安定的な運用に努めるとともに、税制改正等に伴うシステム修正のための開発を行った。

(2) 行政の情報化

税務署を含めた国税庁WANなどの安定的な運用を図り、全庁的視点から積極的に行政情報化の推進を行った。

また、情報セキュリティ対策として、外部専門家によるセキュリティ診断を実施し、その結果を踏まえた必要な対策を講じるとともに、情報セキュリティ研修の内容の充実を図った。

2 電子申告等の運用

国税電子申告・納税システム（e-Tax）は、政府全体として進めている電子政府の構築に向けた取組の一環として、納税者の利便性の向上及び事務の効率化を図る観点から、所得税、法人税、消費税などの申告、全税目の納税（手数料の納付を含む。）、申請・届出等（電子納税証明書の請求及び発行を含む。）の手續について、インターネット等を利用して電子的に行うことを可能としたシステムであり、平成16年6月から全国での運用を開始した。

平成25事務年度においては、以前から行っている所得税の確定申告時期の24時間受

付に加えて確定申告時期以外の受付時間の24時までの延長や納税証明書をオンライン請求し、税務署窓口で書面で受け取る場合の電子署名を省略するなどの利用者利便の向上に取り組んだほか、e-Taxで提出された還付申告書の処理期間の見直しを行った。

さらに、納税手続等について、タブレット端末等のスマートデバイス向けのサービスを開始した。

表33 e-Taxの利用状況

① 公的個人認証の普及割合等に左右される
3 手続

(単位：千件)			
年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用件数	9,506	9,717	10,014
利 用 率	44.2%	46.9%	48.6%

② 法人税申告等の12手続

(単位：千件)			
年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用件数	7,510	7,579	7,694
利 用 率	73.1%	75.7%	77.8%

3 事務の監察

国税庁の所掌事務について、事務運営の現状を把握するとともに、その問題点及び改善策を検討し、税務行政の効率的かつ円滑な運営に資することを目的として事務の監察を実施している。

(1) 長官特命特別監督

長官特命特別監督は、国税庁長官の命を受け、特定の事項に限定して、国税庁の事務運営等を機動的に検討することを目的として実施している。

平成25事務年度は、「内部事務一元化の現状と今後の在り方」をテーマとして、

内部事務一元化による事務処理体制の現状を把握し、「更なる事務の効率化・納税者利便の向上」に資するため、①内部事務一元化の現状、②各事務処理の現状及び③人材育成の状況等の検証といった観点から事務監察を実施した。

(2) 長官特命特別監督以外の事務の監察

国税局・沖縄国税事務所又は税務署の事務運営等を検討するため、局長要請特別監督（国税局長・沖縄国税事務所長から特定の事項に関して実施要請があった場合の事務監察）を実施したほか、行政文書等の不適切事例に係る対応状況を全派遣監督評価官室共通のテーマとして事務監察を実施した。

(3) 行政文書等の事務監察

国税庁、各国税局・沖縄国税事務所、各税務署、税務大学校及び国税不服審判所における行政文書等の管理の状況について、現状を把握し、適切に実施されているかを確認し、「国税庁行政文書管理規則」（平成23年国税庁訓令第1号）に定める総括文書管理者等に行行政文書等の管理状況の事務監察の結果を報告した。

4 提案制度

(1) 概要

提案制度は、職員それぞれによる日常の職務及び職場の改善を通じて、税務行政に対する国民の理解と信頼が得られるよう、行政文書、電子データ、個人情報等の厳正な管理及び職務を遂行するに当たっての法令遵守の徹底など適正な事務の管理を図るほか、職員の職務への積極的な参加意識の醸成、職員の能力向上及び事務の効率化を図り、より効率的な税務行政を推進するとともに、納税者利便の向上及び職員の働きやすい職場環境の

整備を図ることを目的として設けられている。

本制度は、昭和25年に「献策制度」として発足し、昭和38年には、「提案制度」と改称するとともに、提案方法、審査方法及び報賞規定を改定している。その後数次の改正を経ながら、税務行政の効率的運営を図る施策の一つとして定着しているところである。

(2) 提案の応募・入賞の状況

平成25年度に各国税局・沖縄国税事務所が受理した提案件数は、4,488件であった。

また、応募された提案のうち、127件が国税庁に進達され、国税庁長官の諮問により、提案審査委員会（委員長 国税庁次長）が審査を行い、17件の入賞提案を決定した（優秀1件、佳作16件）。

なお、提案審査委員会は、提案を実施した場合に期待できる効果、努力・研究の程度などを総合的に審査し、入賞提案を決定している。

（注）付表第49表「提案受理件数及び国税庁入賞件数」参照

第7節 会計

1 予算

(1) 概要

「平成25年度予算編成の基本方針」（平成25年1月24日閣議決定）において、予算編成の基本的な考え方として、「緊急経済対策との一体的な編成、財政に対する信認の確保、『復興・防災対策』等3分野への重点化、実効性の高いPDCAサイクルの確立等行財政改革に取り組む」等が示された。この基本方針に基づき、国税庁

関係予算については、税務行政の円滑かつ効率的な事務運営の確保、納税者利便向上、納税者及び職員の安全確保、税制改正に対応するための経費など必要な予算が措置された。

特に、国税総合管理（KSK）システムの運用経費、国税電子申告・納税システム（e-Tax）の運用経費及び納税者等利便向上のための経費、電話相談事務の集中化のための経費、国税庁情報ネットワーク運用経費、消費税法の一部改正等税制改正に伴う経費、東日本大震災復旧・復興経費及び社会保障・税番号制度関係経費が措置された。

なお、行政事業レビュー公開プロセスの対象となった国税庁の広報活動経費は、評価結果に基づく見直しを行った。

予算の執行に当たっては、次の事項に重点を置いた事務の運営を行い経費の効率的な使用に努めた。

イ 事務の合理化・効率化の推進

厳しい定員事情の下で、税務行政の適正な執行を確保するため、事務処理の情報化を一層推進するとともに電子政府の実現に向けて、国税総合管理（KSK）システムの全国運用、国税電子申告・納税システム（e-Tax）全国運用、国税庁情報ネットワークの整備等を行った。

また、税務署における内部事務の効率化による調査事務の充実を図るためアルバイトの積極的な活用に努めた。さらに、電話による税務相談事務の効率化・合理化を図るため、前年度に引き続き、電話相談を集中的に処理する電話相談センターの全国運用を行った。

ロ 調査・指導事務の充実

適正・公平な課税を期するため、局署における調査等旅費については、効率的な使用に努めるとともに、取引の広域化に対応できるよう配慮した。また、申告納税制度の充実を図るため、納税者に対する継続記帳指導等を前年に引き続き実施するとともに、税理士に依頼して実施する記帳指導及び納税相談等も行った。

ハ 国際化への対応

最近における経済取引の国際化に対応するため、本邦企業の海外支店等調査の推進及び国際課税問題等について各国税務当局との協議を行った。

また、前年度に引き続き、外資系企業の財務情報等の収集、海外取引研修等を実施した。

ニ 職場環境の改善

職員の健康管理の充実を図るため、総合健康診断の充実、診療所備品の整備等を行ったほか、庁舎・宿舍の補修に必要な経費を確保する等、職場環境の改善を図った。

ホ 東日本大震災への対応

「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定）を踏まえ、庁舎が被災した場合の業務継続体制の強化及び防災機能の強化を図ることを目的とした庁舎の耐震改修を行った。

ヘ 社会保障・税番号制度への対応

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の制定に伴い必要となる、法人番号の付番システムの開発等を行った。

(2) 予算の執行状況

イ 予算

国税庁関係の平成25年度一般会計当初予算の総額は、6,701億6,158万円であったが前年度からの繰越額が15億1,280万円あり、その後、人件費、行政経費の減額等を内容とする141億2,118万円の減額補正が行われたため、補正後の予算現額は、6,572億3,099万円となった。

また、平成25年度特別会計当初予算の総額は、3億2,221万円であったが前年度からの繰越額が1億2,544万円あり、その後、行政経費の減額を内容とする2,520万円の減額補正が行われたため、補正後の予算現額は、4億2,245万円となった。

表34

予 算 の 執 行 状 況

【一般会計】

項	区 分	当 初 歳 出 予 算 額	繰 越 額	補 正 増 △ 減 額	流 用 等 増 △ 減 額	予 備 費 使 用 額	歳 出 予 算 現 額	支 出 歳 出 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額
		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
(組織) 国 税 庁										
(項) 国 税 庁 共 通 費		550,826	0	△12,699	(±8)	0	538,127	531,165	0	6,962
(項) 税 務 業 務 費		110,627	0	△1,382	0	0	109,244	105,604	0	3,640
(項) 国 税 庁 施 設 費		2,628	1,513	0	0	0	4,140	3,012	1,032	97
(項) 国 税 不 服 審 判 所		4,472	0	△40	(±0)	0	4,432	4,287	0	145
(項) 独立行政法人酒類総合研究所運営費		965	0	0	0	0	965	965	0	0
(項) 防災対策推進東日本大震災 復興特別会計へ繰入		322	0	0	0	0	322	322	0	0
計		669,839	1,513	△14,121	(±8)	0	657,231	645,356	1,032	10,844

【特別会計】

項	区 分	当 初 歳 出 予 算 額	繰 越 額	補 正 増 △ 減 額	流 用 等 増 △ 減 額	予 備 費 使 用 額	歳 出 予 算 現 額	支 出 歳 出 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額
		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
(組織) 国 税 庁										
(項) 国 税 庁 施 設 費		322	125	△25	0	0	422	413	0	10
計		322	125	△25	0	0	422	413	0	10

(注) 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

ロ 決算

平成25年度の執行状況は、表34のとおりである。

ハ 徴税コスト

国税庁扱いの租税及び印紙収入100円当たりの徴税コストは、表35のとおりである。

表35 徴税コスト

区 分	平成24年度	平成25年度
決 算	1.60	1.47

2 営繕

(1) 庁舎等建替関係

平成25年度には、立川税務署、中京税務署及び呉税務署が入居する合同庁舎が整備された。

(2) 施設整備関係

庁舎については、耐震改修を実施したほか、老朽化に伴う受変電設備の更新や外壁改修等を実施し安全対策を行ったほか、空調設備改修等を実施した。

宿舎については、外壁や屋上防水等の改修を実施し、安全対策を行ったほか、トイレ等の改修を実施し、職員の生活環境の改善を図った。

第2章 特別の機関等

第1節 国税不服審判所

1 概要

(1) 組織と機構

国税不服審判所は、国税に関する法律に基づく処分についての審査請求に対して裁決を行う機関であり、昭和45年5月に国税の賦課徴収に当たる処分庁（国税局、税務署等）から分離された国税庁の附属機関（現在は「特別の機関」）として設置された。

本部は東京に置かれ、全国の主要都市に12の支部と7の支所が置かれている。

審査請求事件の調査・審理の中心となる国税審判官には、弁護士、税理士、公認会計士、大学の教授若しくは准教授、裁判官又は検察官の職にあった者、税務に従事した経験豊富で適性を有する職員等を任用している。これは、国税審判官には、税務に関する専門的な知識及び事実関係の調査能力とともに法律的な素養が必要であることを考慮したものである。

(2) 審査請求の手続

審査請求書が提出されると、原処分庁から答弁書の提出を受けた後、審査請求事件の調査・審理を行う担当審判官（1名）及び参加審判官（2名以上）で構成される合議体が編成される。合議体は、審査請求人の正当な権利利益救済の観点から、当事者の主張を十分聴取するなど、充実した合議の下、適正・迅速に調査・審理を行った上で議決し、この議決に基づいて国税不服審判所長が裁決を行う。

(3) 事務運営

国税不服審判所は、税務行政部内にお

ける公正な第三者的機関として、適正・迅速な事件処理を通じて納税者の正当な権利利益の救済を図るとともに、税務行政の適正な運営の確保に資することを使命とし、それを達成するため、次に掲げる事項を事務運営の基本方針としている。

イ 争点主義的運営

ロ 審理の透明性の確保

ハ 簡潔・明瞭な裁決書の作成

2 審査請求の状況

平成25年度における審査請求事件の請求件数は2,855件で、前年度（3,598件）に比べて743件（20.7%）減少している（表36参照）。

その税目別の構成割合をみると、申告所得税事件が11.2%、源泉所得税事件が0.8%、法人税事件が12.0%、相続税・贈与税事件が4.5%、消費税等（地方消費税を含む。）事件が63.9%、徴収関係事件が5.4%、その他の税目の事件が2.1%となっている。

表36 審査請求の状況

区 分	平成24年度		平成25年度	
	請求件数	構成割合	請求件数	構成割合
申 告 税	件 521	% 14.5	件 321	% 11.2
源 泉 税	51	1.4	22	0.8
法 人 税	362	10.1	344	12.0
相続税・ 贈 与 税	149	4.1	128	4.5
消費税等	2,254	62.6	1,825	63.9
徴収関係	214	5.9	155	5.4
そ の 他	47	1.3	60	2.1
合 計	3,598	100.0	2,855	100.0

（注1）国税通則法に基づくもののほかに行政不服審査法に基づく審査請求が含まれている。

（注2）四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

3 審査請求の処理状況

平成25年度において処理した件数は、3,073件で、前年度（3,618件）に比べて545件（15.1%）減少している（表37参照）。

その処理態様別の構成割合をみると、却下（審査請求期間の徒過等、審査請求の形式的な要件が適法でないもの）が6.4%（前年度10.5%）、棄却（納税者の主張が認められなかったもの）が80.7%（前年度68.6%）である。一方、全部認容及び一部認容（納税者の主張が全部認められたもの及び一部認められたもの）は7.7%（前年度12.5%）であり、また、審査請求人が請求を取り下げたものが5.2%（前年度8.4%）となっている。

また、平成25年度末の未済件数は2,570件であり、前年度末の未済件数（2,788件）に比べて218件（7.8%）減少している。

表37 審査請求の処理状況

区 分	平成24年度		平成25年度	
	処理件数	構成割合	処理件数	構成割合
取 下 げ	304件	8.4%	159件	5.2%
却 下	381	10.5	197	6.4
棄 却	2,482	68.6	2,481	80.7
全部認容及び一部認容	451	12.5	236	7.7
変 更	—	—	—	—
合 計	3,618	100.0	3,073	100.0

（注）国税通則法に基づくもののほか行政不服審査法に基づく審査請求が含まれている。

4 国税不服審判所長を行政庁とする訴訟

裁決の取消しのみを求める訴訟は、平成25年度当初の係属件数が2件であったところ、当年度中に新たに4件が提起され、4件が終結（国側勝訴3件、取下げ1件）したため、年度末において2件が係属している。

また、課税処分等の取消し等を求める訴訟に併せて裁決の取消しを求める訴訟は、平成25年度当初の係属件数が7件であったところ、当年度中に新たに10件が提訴され、9件が終結（国側勝訴8件、取下げ1件）したため、年度末において8件が係属している。

なお、損害賠償を求めるものなど、裁決の取消しを求める訴訟以外の訴訟は、平成25年度当初の係属件数が1件であったところ、当年度中に新たに2件が提起され、2件が終結（国側勝訴）したため、年度末において1件が係属している。

第2節 税務大学校

1 概要

税務大学校は、国税庁の所掌事務に従事するために必要な研修を行う機関であり、本校のほか、全国12か所に地方研修所が置かれている。

税務大学校における研修は、高等学校あるいは大学を卒業した新規採用者を納税者から信頼される税務職員として育成するとともに、現に第一線で働いている職員に対し、税務行政を取り巻く環境の変化に即応し得るよう、必要な研修を長期研修、短期研修、通信研修等に区分し実施している。

2 長期研修

長期研修は、職員の資質、能力の向上に重点を置いて、長期間にわたり実施する研修である。

（1）税務職員採用試験（旧国家公務員採用Ⅲ種試験（税務））の採用者を対象とする研修

イ 普通科

普通科は、税務職員採用試験による新規採用者に対して実施する研修であり、採用直後の4月から1年間、全寮制により2か所の地方研修所において行っている。

普通科の研修目的は、社会人としての良識及び公務員としての自覚を身に付けさせるとともに、税務職員として必要な知識、技能等の基礎的事項を習得させることにある。

普通科の教育課程は、①基礎的な税法知識・会計知識の習得のための税法科目及び会計科目、職場配置後の実務に必要となる実務的・実践的な知識及び技能の習得のための実務科目等を中心とした専門科目と、②基礎的な法律・経済知識の習得のための法律・経済科目等の一般科目に重点を置いて編成している。

平成25年度においては、普通科第73期生180人が修了した。

ロ 初任者基礎研修

初任者基礎研修は、普通科修了後1年の実務経験を経た者に対して実施する研修であり、4月から3か月間4か所の地方研修所において行っている。

初任者基礎研修の研修目的は、税務職員として必要な知識、技能等を習得させるとともに、社会人としての良識及び公務員としての自覚を高めさせることにある。

初任者基礎研修の教育課程は、税法科目を中心とした専門科目に重点を置いて編成している。

平成25年度においては、平成23年度に普通科を修了した第71期生338人が修

了した。

ハ 本科

本科は、原則として税務職員に採用されてから7年以上を経過した者のうち、部内の選抜試験に合格した者に対して実施する研修であり、7月から1年間本校において行っている。

本科の研修目的は、真に専門官職にふさわしい知識、技能を習得させるとともに、税務の中核として活躍できるよう広い視野、高い識見、的確な判断力等を身に付けさせることにあり、個人課税班、資産課税班、法人課税班、管理運営班及び徴収班の各専攻班に分かれて実施している。

本科の教育課程は、討議を主体とした税法科目及び会計科目に重点を置いて編成している。

平成25年度においては、個人課税班47人、資産課税班21人、法人課税班90人、管理運営班17人、徴収班19人、計194人が本科第50期生として修了した。

(2) 国税専門官採用試験の採用者を対象とする研修

イ 専門官基礎研修

専門官基礎研修は、国税専門官採用試験による新規採用者に対して実施する研修であり、4月から3か月間本校において行っている。

専門官基礎研修の研修目的は、社会人としての良識及び公務員としての自覚を身に付けさせるとともに、税務職員として必要な知識、技能等の基礎的事項を習得させることにある。

専門官基礎研修の教育課程は、所得税法、法人税法等の税法科目及び会計科目に重点を置いて編成している。

平成25年度においては、専門官基礎研修第43期生567人が修了した。

ロ 専攻税法研修

専攻税法研修は、専門官基礎研修修了後1年間の実務経験を経た者等に対して実施する研修であり、8月から2か月間8か所の地方研修所において行っている。

専攻税法研修の研修目的は、調査、徴収事務に関する基礎的知識及び技能を習得させることにある。

専攻税法研修の教育課程は、税法科目及び実務科目により編成している。

平成25年度においては、専攻税法研修第4期生742人が修了した。

ハ 専科

専科は、専門官基礎研修修了後3年間の実務経験を経た者等（部内任用者を含む。）に対して実施する研修であり、8月から7か月間本校において行っている。

専科の研修目的は、専門官職として必要な知識、技能を習得させるとともに、それにふさわしい広い視野、高い識見、的確な判断力等を身に付けさせることにあり、個人課税班、資産課税班、法人課税班及び徴収班の各専攻班に分かれて実施している。

専科の教育課程は、討議を主体とした税法科目及び会計科目に重点を置いて編成している。

平成25年度においては、個人課税班279人、資産課税班96人、法人課税班398人、徴収班90人、計863人が専科第40期生として修了した。

(3) 国家公務員採用総合職試験（旧国家公務員採用Ⅰ種試験）の採用者を対象とする

る研修（税務理論研修）

税務理論研修は、国家公務員採用総合職試験により採用されて一定期間の実務経験を経た者に対して実施する研修であり、4月から3か月間本校において行っている。

税務理論研修の研修目的は、税法等について、幅広く、かつ、高度な知識を習得させ、税務行政の企画・立案能力の向上を図ることにある。

平成25年度においては、税務理論研修第32回生8人が修了した。

(4) その他の研修

イ 国際科

国際科（旧国際租税セミナー実務コース）は、国際租税セミナー基礎コース（平成24年度に廃止）修了後の経験年数2年以上の者のうち、部内の選抜試験に合格した者に対して実施する研修であり、8月から5か月間本校において行っている。

国際科の研修目的は、国際課税の重要かつ高度な職務に必要な知識を習得させることにある。

国際科の教育課程は、国際課税制度、海外取引調査法、国際課税の執行及び国際取引実務に関する高度な専門的知識の習得に重点を置いて編成している。

平成25年度においては、国際科第35期生99人が修了した。

ロ 専攻科

専攻科は、部内経験年数が12年以上（国税専門官試験採用者は8年以上）の者のうち、部内の選抜試験に合格した者に対して実施する研修であり、9月から4か月間本校において行っている。

専攻科の研修目的は、審理等の重要かつ高度な職務に必要な知識等を習得させることにある。

専攻科の教育課程は、①実践的な税法解釈・適用能力及び審理の局面における諸課題への対応策や施策等の企画立案能力の養成並びに審理機能・争訟対応機能に関する実務能力の向上、②先端的経済取引等の税法周辺の実務知識の習得に重点を置いて編成している。

平成25年度においては、専攻科第7期生98人が修了した。

ハ 研究科

研究科は、本科又は専科の修了者等の中から研究員として選定された者に対して実施する研修であり、4月から1年3か月間本校において行っている。

研究科の研修目的は、研究活動を通じ、税務に関する高度な専門的理論を習得させることにある。

研究科の教育課程は、研究員にそれぞれ税務に関する理論又は税務行政上の諸問題の中から選定した課題を研究させ、大学教授、本校教授等の指導の下に、その研究成果を論文にまとめて発表させることにより、高度な専門的理論を習得させるよう編成している。

また、その研究活動に資するため、研究員を東京大学、一橋大学、京都大学大学院及び神戸大学大学院に聴講生として、並びに一橋大学大学院、早稲田大学大学院及び大阪大学大学院に博士前期（修士）課程受講者として派遣した。

平成25年度においては、研究科第49期生20人が修了した。

ニ 評価特別研修

評価特別研修は、資産課税事務又は徴収事務を担当する者のうち、部内経験年数が11年以上（国税専門官試験採用者は7年以上）の者の中から選定された者に対して実施する研修であり、8月から5か月間本校において行っている。

評価特別研修の目的は、不動産その他財産の評価の高度な職務に必要な知識等を習得させることにある。

評価特別研修の教育課程は、不動産その他財産の評価手法に関する専門的知識及び評価に必要な法令等の習得に重点を置いて編成している。

平成25年度は、評価特別研修第1期生19人が修了した。

ホ 酒税行政研修

酒税行政研修は、酒税行政事務を担当する者のうち、部内経験年数が6年以上かつ、酒税行政事務の経験年数が2年以上の者の中から選定された者に対して実施する研修であり、9月から5か月間本校において行っている。

酒税行政研修の目的は、酒税行政事務の高度な職務に必要な知識等を習得させることにある。

酒税行政研修の教育課程は、①酒税行政事務に関する専門的知識及び技能等の習得及び②酒税行政が直面する諸課題について適切な対応策を企画立案できるような実践力の養成に重点を置いて編成している。

平成25年度は、酒税行政研修第1期生13人が修了した。

3 短期研修

短期研修は、職場研修と併せた総合的視

野に立ち、実務面からの研修ニーズを踏まえ、それぞれの職務の遂行に必要な知識、技能等を効率的に習得させることを目的として、本校及び地方研修所において実施している。

(1) 本校短期研修

本校における短期研修は、主として国税局の職員に対して、専門事務を円滑かつ効率的に遂行し、又は税務署の職員を指導していく上で要請される高度な知識及び技能を習得させることを目的として実施している。

平成25年度においては、28コースで1,981人が受講した。

(2) 地方短期研修

地方研修所における短期研修は、主として税務署の職員に対して、経験年数別又は官職別の階層区分により、職員の能力、資質の向上を図ることを目的として実施している。

平成25年度においては、52コースで2,820人が受講した。

4 通信研修

通信研修は、職員の自学自習を助け、自らの研さんによって税務の執行に必要な知識を習得させることを目的として、会計学、税務会計、国際課税Ⅰ・Ⅱ、審理Ⅰ・Ⅱ、窓口英語Ⅰ・Ⅱ、韓国語Ⅰ及び中国語Ⅰを実施している。

平成25年度においては、2,773人が修了した。

表38 税務大学校の研修人員

(単位：人)

研修の種類	平成24年度	平成25年度
普通科	356	180
初任者基礎研修	510	338
本科	196	194
専門官基礎研修	728	567
専攻税法研修	805	742
専科	1,070	863
税務理論研修	9	8
国際租税セミナー基礎コース	199	-
国際科（旧国際租税セミナー実務コース）	99	99
専攻科	99	98
研究科	22	20
評価特別研修	-	19
酒税行政研修	-	13
本校短期研修	1,894	1,981
地方短期研修	7,831	2,820
通信研修	594	2,773

(注) 研修人員は修了者を示す。

国際租税セミナー基礎コースは、平成24年度に廃止。

国際科は、平成25年度から国際租税セミナー実務コースから名称を変更。

評価特別研修及び酒税行政研修は、平成25年度に新設。

5 その他

税務大学校では、税務に関する学術的な研究等を行っているほか、ODAの一環として、国際協力機構（JICA）等の枠組みの下、アジアを中心とした開発途上国の税務職員等を対象とした研修において、講義等も実施している。

また、税務大学校が保有する税に関する専門的な教育機能を利用して、平成6年度から、納税者のみならず国民各層を対象とした公開講座を実施している。

第3節 国税審議会

1 概要

平成13年1月6日の中央省庁等改革に伴い、従来の国税審査会、税理士審査会及び中央酒類審議会が統合され、財務省設置法第21条の規定に基づき国税審議会が設置された。

国税審議会は、20人以内の委員で組織され、国税審査分科会、税理士分科会、酒類分科会が置かれている。また、税理士分科会に試験委員及び懲戒審査委員が置かれている。

なお、国税審議会の庶務は、国税庁長官官房総務課及び人事課並びに課税部酒税課で行っている。

2 所掌事務

国税審議会の所掌事務は、次のとおりである。

- (1) 国税不服審判所長が国税庁長官通達と異なる法令解釈により裁決を行う場合等で、国税庁長官が国税不服審判所長の意見を相当と認めない場合等における審議（国税通則法第99条）
- (2) 税理士試験の執行及び税理士の懲戒処分等の審議（税理士法第12条、第47条）
- (3) 酒税の保全のため、酒類業者に対し命令を発する場合、酒類の製法・品質等の表示の基準又は重要基準の審議（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第85条、第86条の8）
- (4) 酒類業者における酒類の製造（又は輸送）に係るエネルギーの使用の合理化の状況が著しく不十分である場合における指示（又は勧告）後の命令に当たり意見を述べること、酒類業者が酒類容器の分別回収に関する表示事項を表示しない等

の場合及び酒類小売業者の容器包装廃棄物の排出抑制の促進の状況が著しく不十分である場合における勧告後の命令に当たり意見を述べること（エネルギーの使用の合理化等に関する法律第16条第5項、第19条の2第1項及び第64条第3項、資源の有効な利用の促進に関する法律第25条第3項、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第7条の7第3項）。

なお、国税審査分科会は(1)、税理士分科会は(2)、酒類分科会は(3)及び(4)の事務を所掌している。

3 委員

委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、財務大臣が任命する。

試験委員は税理士試験の問題の作成及び採点を行うについて必要な実務経験のある者及び学識経験のある者のうちから、また、懲戒審査委員は税理士に対する懲戒処分の審査を行うについて必要な実務経験のある者及び学識経験のある者のうちから、審議会の推薦に基づき、財務大臣が任命する。

平成26年6月30日現在の審議会委員は、次のとおりである。

会 長	井堀 利宏	
会長代理	岩崎 政明	
委 員	青山理恵子	飯村 穰
	潮田 道夫	尾原 榮夫
	角田 光代	河村小百合
	木村 光雄	神津 十月
	篠原 成行	須磨佳津江
	田嶋 尚子	辻山 栄子
	中村 豊明	林 菜つみ
	三村優美子	山田 洋
	吉村 典久	
臨時委員	池田 隼啓	

4 国税審議会の開催状況

平成25年7月1日から平成26年6月30日までの国税審議会の開催状況は次のとおり。

本会

平成26年4月8日開催（第15回）

税理士分科会

平成25年10月18日開催（第59回）

平成25年12月5日開催（第60回）

平成25年12月26日開催（第61回）

平成26年5月23日開催（第62回）

平成26年5月27日開催（第63回）

平成26年6月23日開催（第64回）

酒類分科会

平成26年4月8日開催（第14回）

5 税理士試験

平成25年度（第63回）税理士試験

平成25年8月6日から8月8日まで実施し、同年12月13日に合格者を発表した。

その結果は、次のとおりである。

受験申込者数 55,332人

受験者数 45,337人

合格者数 905人

一部科目合格者数 7,443人

また、国税局長・沖縄国税事務所長は、農業投資価格を決定する場合も、土地評価審議会の意見を聴くこととされている。

2 審議の状況

平成26年分の都道府県における土地の用途別の主要な標準地の路線価等について、各国税局・沖縄国税事務所において、平成26年5月に審議された。

第4節 土地評価審議会

1 概要

土地評価審議会は、相続税法第26条の2の規定に基づき各国税局・沖縄国税事務所に設置されている。

土地評価審議会は、関係行政機関の職員、地方公共団体の職員及び土地評価に関する学識経験者を委員として構成され、相続税、贈与税及び地価税の土地等の評価に関して国税局長・沖縄国税事務所長が意見を求めた事項について調査審議することとされている。